公　告　第　１　号
令和　８年　１月　５日

サニーピア健康保険組合
理事長　深　井　義　博

令和８年度　任意継続被保険者の標準報酬月額上限額について

任意継続被保険者の標準報酬月額上限については、健康保険法第４７条の規定により、前年９月３０日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額で決定されます。

当組合の令和７年９月３０日における平均標準報酬月額は４４７，５３４円です。健康保険法第４７条第１項第２号及び当組合規約第４３条第２項に基づき、任意継続被保険者の令和８年度標準報酬月額上限額を下記のとおり公告します。

記

１．標準報酬月額の上限額　　４４０,０００円

２．適用期間　　令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

以上